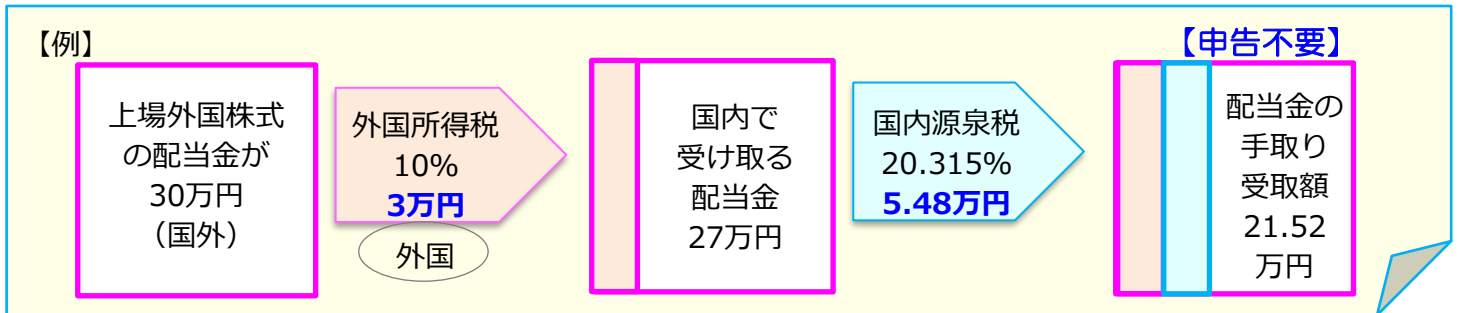


上場外国株式の配当の税金（外国税額控除）

外国税額控除とは：二重課税を調整するために設けられた制度

- 上場外国株式の配当金は、外国の所得税がかかります
- 外国の所得税控除後の金額が源泉徴収（20.315%）の対象となります
- 外国株式の配当金は、総合課税を選択した場合でも「配当控除」は適用されません

▶米国で円ベースの配当金が30万円支払われた場合



確定申告をし「外国税額控除」の適用を受けることにより外国所得税（30,000円）を上限として一定の外国税額が所得税、住民税から控除されます（外国税額控除）

▶外国税額控除の計算方法

$$\text{所得税の控除限度額} = \text{その年分の所得税額} \times \left(\frac{\text{その年分の調整国外所得金額}}{\text{その年分の所得総額}} \right)$$

「その年分の所得税額」とは、配当控除や住宅ローン控除などの税額控除を適用後の金額です
 「その年分の所得総額」「その年分の調整国外所得金額」とは、各種繰越控除の適用前の金額です
 詳しくは「国税庁HP 外国税額控除を受けられる方へ」をご参照ください

◆外国税額控除はまず、①所得税から控除

控除しきれないときは②道府県民税から・・・所得税の外国税額控除限度額×12%（6%）＝控除限度額
 さらに控除しきれないときは③市町村民税から・・・所得税の外国控除限度額×18%（24%）＝控除限度額から控除するという3段階 ※（ ）内は政令指定都市に住所を有する場合

▶控除を受けるために必要な書類

- ◆外国税額控除に関する明細書（居住者用）：税務署か国税庁HPでダウンロード
- ◆外国所得税を課せられたことを証する書類：証券会社からの「年間取引報告書」「支払通知書」
- ◆外国所得税の名称、金額、納付日、国もしくはは地方公共団体の名称、外国税額控除の対象であることがわかる記載のある書類 など

注意：配当金を確定申告すると各種健康保険料が増えたり配偶者控除や扶養控除の対象から外れてしまう場合もあります
 ただし、所得税の確定申告をした場合でも、住民税で「申告不要」の旨、申告すれば社会保険料等に影響はありません

★詳しくは、最寄りの税務署へお尋ねください